様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	老人福祉負担金の減免		
根拠法令名	大津市老人福祉負担金徴収規則 （平成１８年規則第５６条）	（条項）第７条	
基準法令名	大津市老人福祉負担金徴収規則 （平成１８年規則第５６条）	（条項）第７条	
所管部署	健康保険部　長寿政策課　高齢福祉係		
標準処理期間	１４　日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

〔老人福祉負担金の減免基準〕

老人福祉負担金の減免は、大津市老人福祉負担金徴収規則第７条の規定によるものとする。

なお、同条に規定する「負担金納付義務者が被災その他特にやむを得ない理由により負担金を納付することが困難であると認めるとき」とは、負担金納付義務者が次の各号に該当する場合をいう。

・　扶養義務者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
・　扶養義務者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
・　扶養義務者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合

参考

〔根拠法令・基準法令〕

大津市老人福祉負担金徴収規則

（負担金の減免）

第７条　福祉事務所長は、負担金納付義務者が被災その他特にやむを得ない理由により負担金を納付することが困難であると認めるときは、負担金納付義務者からの申請に基づき、負担金を減免することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。